

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 17 日

大臣官房官庁営繕部 管 理 課 長 殿
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北 海 道 局 予 算 課 長

「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る
保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」の廃止及び保険会社による電子
証書等閲覧サービスの運用開始について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券（以下「保険証券等」という。）の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」（令和 4 年 4 月 19 日付け事務連絡）において示してきたところである。

今般、一般社団法人日本損害保険協会から、保険証券等に係る電子証書等閲覧サービス導入に必要な工程が全て完了し、令和 7 年 12 月 1 日に同サービスを開始する旨の連絡があったことを受け、上記事務連絡は同日廃止する。

なお、同日以降に保険証券等に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置が行われるもの（保証の契約内容を変更する場合を含む。）については、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」（令和 4 年 4 月 19 日付け国会公契第 1 号、国営管第 28 号、国北予第 4 号）による運用となる。

以上